

平成21年第4回定例会 壱岐市議会会議録(第2日)

議事日程(第2号)

平成21年12月9日 午前10時00分開議

日程第1	報告第9号	平成20年度壱岐クリーンエネルギー株式会社に係る経営状況の報告について	質疑、報告済
日程第2	承認第9号	損害賠償額の決定についての専決処分を報告し、承認を求めることについて	質疑なし、委員会付託省略承認
日程第3	議案第112号	壱岐市嘱託職員退職時割増報酬支給条例の制定について	質疑、総務文教常任委員会付託
日程第4	議案第113号	原の辻一支国王都復元公園条例の制定について	質疑、総務文教常任委員会付託
日程第5	議案第114号	壱岐市老人憩いの家条例の一部改正について	質疑、厚生常任委員会付託
日程第6	議案第115号	壱岐市犬取締条例の一部改正について	質疑、厚生常任委員会付託
日程第7	議案第116号	武生水A辺地(変更)、武生水B辺地(変更)、渡良A辺地、渡良B辺地、長島辺地、沼津A辺地、初山A辺地及び八幡浦辺地に係る総合整備計画の策定について	質疑、総務文教常任委員会付託
日程第8	議案第117号	公有水面埋立(大島漁港区域内)について	質疑なし、産業建設常任委員会付託
日程第9	議案第118号	八幡浦地区特定漁港整備工事(1工区)請負契約の変更について	質疑なし、産業建設常任委員会付託
日程第10	議案第119号	諸津漁港竹ノ浦防波堤(改良)工事請負契約の変更について	質疑、産業建設常任委員会付託
日程第11	議案第120号	平成21年度壱岐市一般会計補正予算(第8号)	質疑、予算特別委員会付託
日程第12	議案第121号	平成21年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)	質疑なし、厚生常任委員会付託
日程第13	議案第122号	平成21年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算(第3号)	質疑なし、厚生常任委員会付託
日程第14	議案第123号	平成21年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算(第5号)	質疑なし、産業建設常任委員会付託
日程第15	議案第124号	平成21年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算(第3号)	質疑なし、産業建設常任委員会付託
日程第16	議案第125号	平成21年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算(第3号)	質疑なし、厚生常任委員会付託
日程第17	議案第126号	平成21年度壱岐市農業機械銀行特別会計補正予算(第2号)	質疑なし、産業建設常任委員会付託

日程第18	請願第1号	壱岐市立病院に関する請願	厚生常任委員会付託
日程第19	請願第2号	定置漁業の生産力維持、雇用対策、地域活性化に関する請願	産業建設常任委員会付託
日程第20	陳情第4号	義務教育費国庫負担制度の堅持に関する陳情	総務文教常任委員会付託

本日の会議に付した事件  
(議事日程第2号に同じ)

出席議員(20名)

1番	久保田恒憲君	2番	呼子好君
3番	音嶋正吾君	4番	町田光浩君
5番	深見義輝君	6番	町田正一君
7番	今西菊乃君	8番	市山和幸君
9番	田原輝男君	10番	豊坂敏文君
11番	中村出征雄君	12番	鶴瀬和博君
13番	中田恭一君	14番	榊原伸君
15番	久間進君	16番	大久保洪昭君
17番	瀬戸口和幸君	18番	市山繁君
19番	小金丸益明君	20番	牧永護君

欠席議員(なし)

欠員(なし)

事務局出席職員職氏名

事務局長	松本陽治君	事務局次長	加藤弘安君
事務局係長	瀬口卓也君	事務局書記	村部茂君

説明のため出席した者の職氏名

市長	白川博一君	副市長	久田賢一君
教育長	須藤正人君		

吉岐島振興推進本部理事	.....	松尾	剛君
市民生活担当理事	.....	山内	達君
産業経済担当理事	.....	牧山	清明君
消防本部消防長	.....	松本	力君
総務課長	.....	堤	賢治君
政策企画課長	.....	山川	修君
会計管理者	.....	目良	強君
保健環境担当理事	.....	山口	壽美君
建設担当理事	.....	中原	康壽君
病院事業管理監	.....	市山	勝彦君
財政課長	.....	浦	哲郎君
管財課長	.....	中永	勝巳君
教育次長	.....	白石	廣信君

午前10時00分開議

議長（牧永 護君） 皆さん、おはようございます。会議に入る前に御報告いたします。

ただいまの出席議員は20名であり、定足数に達しております。

これより議事日程表第2号により本日の会議を開きます。

御報告します。

11月26日以降、請願1件を受理し、その写しを手元に配付しております。市長より発言の申し出がっておりますので、発言を許します。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） おはようございます。議員皆様におかれましては、本日、御健勝にて御出席を賜りまことにありがとうございます。お許しをいただいて議員の皆様方に御報告申し上げます。

本議会定例会開会日の行政報告の中で、新型インフルエンザワクチンの接種費用について、低所得者の負担軽減策として住民税非課税世帯の方につきましては、接種費用を全額免除する旨、報告いたしておりましたけれども、今回、国において接種回数の見直しがありました。優先接種対象者につきましては、これまですべて2回接種が原則でしたが、2回接種の対象者が1歳から6年生までに相当する年齢の者と限定されたこと、それからまた本市の11月末までの罹患者の77%は19歳までの若年層であり、そのうち1歳から14歳までが51%と全体の半数を超えている状況を考慮いたしまして、1歳から小学6年生までに相当する年齢の者の2回目の接種費用について新たに市が負担することとし、無料とすることにいたしましたので、ここに改めて御報告させていただきます。

この年齢層の対象者は約3,400名でございますが、現在までに既に罹患された方については抗体ができていますため接種する必要はなく、また、対象者全員が接種するとは限りませんので、予算につきましては、今回補正をお願いした分で当面对応し、今後の接種状況を見ながら、もし不足する状況になれば、予算補正について改めてお願いしたいと考えておりますので、議員各位

におかれましては、御理解、御協力を賜りますようお願いいたします。

参考でございますけれども、中学生、高校生の接種回数につきましては、当面2回接種とされておりますけれども、今後の臨床試験を踏まえた上で、1回でよいのか2回となるのか、12月中、今月中に判断される予定でございます。

なお、同一医療機関で接種の場合、2回目の接種費用は2,550円でございます。この2,550円を援助をするということでございます。

また、中学校統廃合につきまして一般質問の通告をいただいておりますけれども、行政報告では、芦辺町地区の件について11月30日現在の経過について御報告申し上げておりましたが、教育長あての決議分、及び12月4日夕刻の会議内容の議事録を議員のお手元に配付させていただいております。

おかげさまで市内すべての中学校が予定どおり平成23年4月、同時に統廃合のスタートを切れる運びとなったところでございます。関係皆様に厚くお礼申し上げます。

以上、御報告申し上げますのでよろしくお願いいたします。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

#### 日程第1・報告第9号

議長（牧永 護君） 日程第1、報告第9号平成20年度沓岐クリーンエネルギー株式会社に係る経営状況の報告についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑の通告がありますので発言を許します。14番、榊原伸議員。

議員（14番 榊原 伸君） 通告しておりました3点についてお尋ねしたいと思います。

事業実績の中で、稼働率、利用率とありますが、どのようなとらえ方をすればよいのか、まず1点。

2点目ですが、事業経過報告を見ると、1号機で年8回約43日間、2号機で年7回約14日間、1年のうちに2カ月ほどはどちらかが故障をして停止をしている状態と見ておりますが、この沓岐クリーンエネルギー株式会社の風力発電機の機械は、当初から故障が多いように私は思いますが、他の自治体のそれと比べてどうなのか。また、定期検査というのは実施されているのか。

3点目、決算報告の中の受け取り保険金とはどのようなものか。

以上3点についてお尋ねいたします。

議長（牧永 護君） 松尾沓岐島振興推進本部理事。

沓岐島振興推進本部理事（松尾 剛君） 榊原議員の御質問にお答えいたします。

まず第1点、事業実績表中の稼働率、利用率はどのようなとらえ方かという御質問につきまし

ては、事業実績表の中の稼働率は、風車の稼働した時間をあらわしております。設備利用率のほうは、発電装置の出力750キロワットでございますが、の設備が100%発電した場合の量を100とした場合に対する発電量の比率、発電量の推定値の比率になっております。

2点目でございます。他の自治体、風力発電の故障に関してわかればというお尋ねでございますけれども、対馬市上県町に600キロワットの風力発電が2基設置されておりますけれども、やはり落雷によるブレード、羽根ですね、羽根の破損やオイル漏れなどがあっております。稼働率、利用率を上げるために定期的にメンテナンスを行うことで、部品交換場所を見つけ出し、故障する前に部品交換をするようにしているそうです。

メンテナンス費用が高いために、壱岐クリーンエネルギー株と同様に、民間企業のメンテナンスを利用して経費削減に努めているとのことでございます。

なお、北海道の産業保安監督部、北海道は風力発電が盛んな地域でございますが、その道内のデータによりますと、231ある風力発電でトラブルがっているものが98%を占めると。しかも、停止日数が2週間を超える風力発電というのが45%あるという状況でございます、風力発電の故障というのはまあ多いのかなというふうに考えております。検査につきましては定期的に行っております。

受け取り保険金はどのようなものかという3点目の質問でございますが、この平成20年度の受け取り保険金と申しますのは、平成20年3月2日に落雷事故っていうのがございまして、その発生した損害に対する保険金でございます。

この受け取った保険金には、機械保険と企業利益保険というのがございまして、機械保険というのは機械設備に生じた損害に対する保険で、これは平成19年度中に見積もり額によって支払われておりまして、平成20年度に支払われた分は、その実際最終確定分の9万7,050円が計上されております。

それと、企業利益保険につきましては、これは事故で休業したときの査定によって支払われる休業保険でございますが、この保険として、これはもう20年度に支払われておりまして、311万9,900円ほど平成20年度決算に計上されております。

以上が受け取り保険金の説明でございます。

議長（牧永 護君） 榊原議員。

議員（14番 榊原 伸君） ありがとうございます。

最後の保険金の件ですけれども、この保険金は、機械がずっと古くなっても今のような状態で受け取りができるものかどうか、その1点だけで終わります。

議長（牧永 護君） 松尾壱岐島振興推進本部理事。

壱岐島振興推進本部理事（松尾 剛君） 実は、機械保険につきましては今もかかっておりま

す。ただ実は、ちょっと大きな問題がございまして、この落雷事故というので保険金、かなり多額に入金され、5,100万円ほど最終的に落雷事故による分の支払いがあったんですが、その後、保険会社のほうが、落雷についてまで保証する場合は、かなり高額な何千万円という保険を払わなければならなくなりまして、落雷につきましては、もう保険の対象とはなっていないという問題点はございますが、その他の故障については保険入っておりますので、支払いは今後も故障については行われるというふうになっております。（「以上で終わります」と呼ぶ者あり）

議長（牧永 護君） 以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 質疑はありませんので、報告第9号に対する質疑を終わります。

以上で報告を終わります。

#### 日程第2・承認第9号

議長（牧永 護君） 次に、日程第2、承認第9号損害賠償額の決定についての専決処分を報告し、承認を求めることについてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 質疑がありませんので、質疑を終わります。

お諮りします。承認第9号については、壱岐市議会会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 異議なしと認めます。したがって、承認第9号については委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから承認第9号損害賠償額の決定についての専決処分を報告し、承認を求めることについてを採決します。この採決は起立によって行います。本件を承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（牧永 護君） 起立多数です。したがって、承認第9号損害賠償額の決定についての専決処分を報告し、承認を求めることについては承認することに決定いたしました。

日程第3 . 議案第112号 ~ 日程第17 . 議案第126号

議長（牧永 護君） 次に、日程第3、議案第112号壱岐市嘱託職員退職時割増報酬支給条例の制定についてから、日程第17、議案第126号平成21年度壱岐市農業機械銀行特別会計補正予算（第2号）についてまで15件を議題とし、これから各議案に対し質疑を行います。

初めに、議案第112号壱岐市嘱託職員退職時割増報酬支給条例の制定についてに対する質疑を行います。

質疑の通告がありますので発言を許します。10番、豊坂敏文議員。

議員（10番 豊坂 敏文君） それでは、通告をしておりますが、通告でない分も出てくる可能性もあります。それではまずいきます。

嘱託職員のこの条例、この条例をつくる前に、執行部のほうは、この仕事よりも先に何かする仕事があったはずですが、それは励行されているかどうか。というのは、嘱託職員の給与の格差是正です。

私は、16年の12月の定例議会で、早急に対応するように是正をするように一般質問をしております。それから17年か18年に予算委員会のときも、もう終わりましたかという質問をいたしました。それでもまだ励行されておりました。

そういう中で、それじゃ今度の条例は既に21年3月31日現在の給与、これが月額給与が基準になります。この条例の中にもこれが明記されております。この点について旧町時代に格差はなかったのかどうか、明確に答弁を願います。

それから、この条例には明記されていない部分があったわけですが、それは規則の中で定めてあったのでそれについてはもう言いませんが、今の問題についてどういう考えを持って今まで対応がなされていないのかどうか、その点について明確に答弁をお願いします。

議長（牧永 護君） 堤総務課長。

総務課長（堤 賢治君） 豊坂議員の御質問にお答えをいたします。

格差是正について今まで是正の努力はしていなかったかということでございます。私どものほうで是正に向けて研究をずっとしておりました。しかしながら、同じ年齢の人、あるいは同じ年数の人、あるいは過去の経歴が違う人、それから一般職と違いまして中途から入った方がほとんどございまして、旧町などにおける報酬の格付の方法、決定なども不明であるわけでございます。

ある町の例を見ますと、同じ時期に同じ職種で採用されておまして、年齢の差はありますのに同額の報酬で格付けをされてあったりというようなこと。あるいは、極端な例ではございますけれども、50歳近くになって採用をされたような方、こういう状況でございます。

これを調整をすると無理な調整になるわけでございまして、かさ上げであるとか底上げとかと

というようなことになってきまして、ひずみがまた出てくるということでございます。

そのようなことから、旧町の決定を尊重して今日まで来ておるわけでございまして、現行の報酬体系の見直しは極めて難しいという状況でございます。

それから、冒頭の御質問でございますけれども、この条例制定より急ぐものがあるということでございますけれども、本市の嘱託職員制度に関しましては、さまざまな指摘を受けているところでございまして、その大きな問題は退職を給付事由とした給付でございます。この問題の解決が急がれるので、今回、これに取りきって条例制定をお願いしておるわけでございます。

以上でございます。

議長（牧永 護君） 豊坂議員。

議員（10番 豊坂 敏文君） きょうは3回までですね。どうもされないときだけは4回までいきます。

まず、総務課長、あなたは私が質問したときにやりますという答弁はなかったですか。途中で採用されて、これは私の考え方ですから執行部の考えじゃないですが、途中で採用しても嘱託職員に前歴加算とかなんとかそういうのは一般的には考えられません。職員であれば前歴加算というのはあります。だけど、嘱託職員に前歴加算とかそういう制度自体がおかしいです。

それから、市になってからのベースは、市のベースで採用する分があると思いますが、行政職（二）給料表は使ってあるかどうかわかりませんが、これについては1つのベースの基準があったら、それから算定されるわけ。

じゃあ、正職員は18年に給与是正はされましたね。嘱託はなされません。たったの159名、約160名しかいない職員についてこの是正がなされてないというのは、ひずみが第6条にくるんですよ。これが妥当かどうかというのは、今、中途採用のときに同額だというのは当たり前でいいわけ、これは私の考えです。

嘱託職員というのは、採用されたときの原点が幾らだ、最初からそこに前歴加算あたりきたら、ますますうるさくなるわけ、だからいろいろ問題があるわけですが、合併前のときは、それは各町の考え方ですからよいですが、壱岐市になったら是正しないと、今度の条例に上がるような問題が出てくるわけです。

私が言っていることが、総務課長、わかりますか。なぜ、自分はやるということを言明されましたよ。で、この条例が出たときには、これはこの条例は、そんなら退職時の給与でいけば、その時点までまだ猶予できるわけですが、21年の3月31日というのは、もう既に過去形になっています。この点について、「やる」というなら、もう早急にやるべきと思いますが、総務課長は「やる」といってでやってないわけですから、その点についてやらなければならないと思いますが、その点、私はこれで2回目ですから、まあ4回目までいきます。

議長（牧永 護君） 総務課長。

総務課長（堤 賢治君） 御質問にお答えをいたします。

ずっと冒頭申し上げましたように、研究はしてまいりまして説明をいたしましたとおりでございます。

その中で、勤務年数などを見ても、比較する人が1人とか2人とかの該当でありまして、なかなか比較をしづらいというような状況もございます。過去の格付も尊重しつつ調整をするということは、極めて困難であるというような状況でございます。

それで、現在の報酬体系、今、議員お話のように、行政職（二）を参考にしてやっている体系のもとでの調整は、極めて難しいという状況でございます。

以上でございます。

議長（牧永 護君） 豊坂議員。

議員（10番 豊坂 敏文君） 研究とか調査とか、やるということを弁明されたのは何ですか。研究することをやるわけですか。格差是正をやるということじゃないわけですか。

それじゃ聞きますが、正職員についての格差是正は、これも前歴計算等があります。嘱託についても、1つの市のベースを持てば、それから基準を持てばできるわけ。できることをなぜせんとですか。

3回目ですから、もうちょっと言いますが、正職員については是正はされましたね。それじゃ、もう少し嘱託職員じゃない他の機関があります。具体的には、市の職員でないほかの機関があります、あと3機関ぐらいあると思いますが、それはされている分がありますよ。是正されているものがありますよ。

種類が、例えば病院の関係で看護師の問題、それから老人ホームの職員の関係もあります。で、一般職員の嘱託もあります。登記嘱託もあります。そういうことをいえば、職種をやれば、そんなに多くはないです。そこの分野分野でそれは是正しなければ、全部一本にして考えるということじゃないわけ。嘱託の分野でそれを是正しなければならないというのが私の考え方です。

今の総務課長の答弁は答弁になりません。できないということ自体がおかしいです。そこら付近で、市長のお考え方を。

議長（牧永 護君） 白川市長。

市長（白川 博一君） 嘱託というその身分について、今まさに豊坂議員がおっしゃったように、毎年契約ということですね。そしてまた、その仕事の内容からして、今まで行政職（二）というものを使って、毎年契約をするといいいながら昇給に近いことをしてきたということに非常に問題があると思っております。

で、その嘱託の職員の基準をどこに置くかということですが、先ほどおっしゃるよう

に、私は嘱託職員というのは、前歴加算とかそういったものではなくて、やはり職種によって私は給料というのは決めるべきじゃなかろうかと思っているわけでございます。さっきおっしゃいました看護師なら看護師は嘱託は幾らですよ、年齢に関係なく。それが私は妥当であると思います。

そこで、今回の条例の制定の趣旨は、皆さんも御存じのように、給与条例主義ということで、今までの退職手当ということについて、嘱託として給与条例主義でございますから、条例で定めないと支給できないということにかんがみまして、今回、条例を制定をしようとするものでございますけれども、そのことを今、豊坂議員がおっしゃるような、21年3月31日にそのことを是正してさかのぼらせるということについては、極めて困難だと思っています。

ただし、事後、今から先のやはり嘱託の待遇の基準というのは、私はさっき申しましたように、職種によるべきだと思っております。ただし、慣例的に現在までそういうふうになっておりますので、それを次期契約のときに下げるということには、やはりならんのじゃなかろうかと、現給保障せないかんという気がしております。

そういったことも含めて、今回、22年度の契約につきましては、やはりそういった考えで臨みたいと思っております。（「もう1回だけ」と呼ぶ者あり）

議長（牧永 護君） 市長の答弁がありましたので、もう1回だけ発言を許します。豊坂議員。議員（10番 豊坂 敏文君） 参考までに申し上げますが、市の職員の給与については、17年の12月、これは総務省から来ている通達等で、ある程度見直しをなささいというのがありました。

そういう中で、嘱託職員についても、このときに行政給料表の2の改定に準じて、900円から1,000円の減額があっていましたね。こういうことはしてあるんですよ。だけど是正はしていないというのは、もう16年から指示されたことをやってないというのは遺憾に思います。

これについては今、市長から答弁がありましたから、これ以上は申し上げませんが、こういうことがないようによろしくお願いします。

以上で終わります。あした、また一般質問をやります。

議長（牧永 護君） ほかに質疑はありませんか。6番、町田議員。

議員（6番 町田 正一君） この前、市長が言われたように、非常に灰色の部分で、どうしてもそれでもやらなきゃいかんということで、市長もこれ決断されておるんで、あんまり言うことはないんですけども、もちろん嘱託というのは、そもそもその仕事の専門性に対して対価が払われるんですよ、もちろん法律上は。

今、ちょっと聞いたんですが、ちょっと総務課長の嘱託職員に昇給規定だの、年齢加算だの、これ、もしかしたら手当も出しておるとじゃないとですか。そこんとこだけちょっと、本来、嘱

託職員に昇給規定だの、年齢加算だの、もちろん仕事の専門性なんで、市民病院のドクターと一般の事務の嘱託と、それは同一賃金を払うとかいうことはもちろんありません。

だから当然、資格加算みたいなのは当然あっていいはずなんです。それは当然のことです。もちろん、その職種が違うわけなんで、一般の事務と看護師さんとか、あるいは特養の介護士、それはもちろん差があって当たり前なんです。

が、資格加算とその分と昇給規定だの年齢加算だの、手当はもしかしたら出しておるんじゃないかと思うんですが、そこら辺はどないなっとるんですか。それは条例で昇給規定もあるんですか。

さっき市長が言われたように、条例に基づかない報酬はもちろん支払えないんですけれども、そこはどういうふうにクリアされとるとですか。

議長（牧永 護君） 堤総務課長。

総務課長（堤 賢治君） 町田議員の御質問にお答えをいたします。

手当につきましては、報酬より別と申しますか、通勤手当を支給をいたしております。これは条例の委任によりまして、要綱で定めて支出をしておるという状況でございます。

昇給でしたか。（「昇給」と呼ぶ者あり）昇給につきましては、行政職の給料表の2というのがあります。それを参考にいたしまして、それを市長の決裁を仰いで毎年決めているという状況でございます。特段基準というのはありません。決裁を仰いでしているという状況でございます。（「もう1個、年齢加算」と呼ぶ者あり）

年齢加算といいますのは、初任給と申しますか、最初の報酬を定めるに当たって年齢を加算、あるいは前の職種を加算して決めたという背景はございます。しかしながら、現状においては当初の報酬がベースとなりまして、毎年、先ほど申し上げましたように、市長の決裁を仰いで少し上げているということでございます。

議長（牧永 護君） 町田正一議員。

議員（6番 町田 正一君） 今、豊坂議員が嘱託の格差是正をなぜやってないんだというのは、一つは、この昇給規定があるからじゃないんですか、毎年、職員と同じように。毎年、こうやって昇給規定があれば、例えば1年、本来あってはならんことなんですけども、ほかの自治体でも多分同じことをやられておるんだろうと思います、旧町のときの慣例というかそういうので。

市長、これ、今回は退職の分についての割増報酬支給条例の制定なんですけど、これ、早急に昇給規定の廃止、これももちろん、僕、前言ったように、例えば特養なんかで何の資格も持ってなくて嘱託職員になっとる人が、例えば、介護士とかホームヘルパーの1級とか社会福祉士の資格を取ったと、そういう場合については当然、それは昇給していいと思うんですよ。その分についての、この分についての嘱託職員の報酬の条例をこれ早急に、3月までには、これ早急に改めても

raitai to omoimasu ga, sono ten ni tsuite wa dou desu ka.

議長（牧永 護君） 白川市長。

市長（白川 博一君） 嘱託職員については先ほど申しますように、1年ごとの契約で最長3年だということが原則なんです。しかしながら、今のところ10年も20年も、あるいは30年も勤められている。

そういうことの中で、じゃあ、本則どおり適用して3年かという話にはなるわけですが、そうではなくて、少なくとも毎年、公開はいたしますけど、3年を1区切りとしてとらえるような、本則に近い状況についての条例制定を考えたいと思っております。

議長（牧永 護君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 質疑はありませんので、これで112号の質疑を終わります。

次に、議案第113号原の辻一支国王都復元公園条例の制定についてに対する質疑を行います。質疑はありませんか。10番、豊坂敏文議員。

議員（10番 豊坂 敏文君） これは、通告をしておりますが、全員協議会的时候会話しておりましたので、もう1回念を押します。

ここの中の9条に、この条例の施行について必要な事項は教育委員会が規則で定めるとありますが、教育委員会とか、あるいは今まで条例見ても、教育委員会というのは私の見た段階ではなかったです。教育長が定めるか、あるいは市長が定めるか、それから、その明記がないものは、必要な事項は規則で別途定めるとかそれぐらいですが、教育委員会というのは、例えば教育長が定めるならいいわけですが、教育委員会とかいうのは、ここであってはならないと思います。この点について、私は全協へもこれだけは削除、消すように話しておりましたが、その点、何で教育委員会という表示が出たのか。現在まで、一応議案で出ておりますから、明確な回答をよろしくお願いします。

議長（牧永 護君） 白石教育次長。

教育次長（白石 廣信君） 豊坂議員のご質問にお答えをいたします。

第9条の委任のところ、教育委員会規則とうたっておりますけども、この点についての質問でございます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条になりますけども、ここで教育委員会規則の制定というのがございます。この中で、「教育委員会は法令または条例に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し教育委員会規則を制定することができる」となっております。

この一支国王都復元公園条例の、第1の趣旨に、文化財の保護及び活用を図り、教育及び文化

の振興に寄与するためといったことで、こういった設置及び管理を定めるとしております。

そういったことで、この教育委員会の権限という中に、文化財の保護というのがあります。そういったことで、この国指定の原の辻遺跡、その復元公園でございます。文化財の保護及び活用を図る上で教育委員会の規則として定めまして、その運用を図ることが適切ではないかというふうに考えております。

議長（牧永 護君） 豊坂敏文議員。

議員（10番 豊坂 敏文君） それでは、今からほかの規則、別途規則を定めるとというのがいろいろありますが、今のそういった例規集の中にもあります。それは全部教育委員会に変えるわけですか。今のところ、教育長とかあるいはない分もあります。市のほうでも、市長が定めるとかあるいはその市長の明記されてない分があるわけですが、教育委員会というのは初めてここに出ています。普通の場合は、教育長が定める、あるいは市長が定めるという今の次長が話していた分とは、それは業務はわかります。

ただ、ここの中にそういう教育委員会とか統一性がないということを言っておりますが、全然ここがない分もありますよ。事項は規則で定めるとか、こういう明記のない分が例規集に次長、ありませんか、私は多く見ておりますが。もう、きのうも1日じゅう見ましたから。

議長（牧永 護君） 白石教育次長。

教育次長（白石 廣信君） 条例の中に教育委員会関係、この中には、例えば幼稚園の授業料でございますと、これは市長が、規則で定めるというふうになっておりますし、そのほか、教育委員会が特に教育委員会の職務権限となっているところに関しましては、主に教育委員会が定めるということの規則、教育委員会規則で定めるということになっております。

そのほかに、ただ規則で定めるというのもございますが、これら特に施設、文化ホールであるとか、この西部開発センターそういったものとか、あとは運動・スポーツ施設、そういったものが規則としてなっておるところでございます。

特に、教育長が定めるじゃなくて、通常、告示等必要になるものにつきましては、教育委員長が署名をしてするような形になってくると思います。そういったことで、教育委員会の規則ってということで適当であるというふうに思っています。

議長（牧永 護君） 豊坂敏文議員。

議員（10番 豊坂 敏文君） 統一性がないということを言っておりますから、いろいろもう答弁は要らんとです。統一してやるということによかとですから。

教育長、答弁を。

議長（牧永 護君） 須藤教育長。

教育長（須藤 正人君） 豊坂議員にお答えをしたいと思います。

統一性がないという御指摘を受けておりますけれども、今回のこの第9条につきましては、ただいま次長が申しあげましたように、文化財保護法という大きな法律がございますので、その円滑な反映というようなことも考えておまして、この9条には「教育委員会」という文言を入れさせていただいておるわけでございます。

議長（牧永 護君） ほかに質疑はありませんか。6番、町田正一議員。

議員（6番 町田 正一君） これは、まあセンスの問題だと思うんですけど、僕は今後、こういった形で公園条例を制定されたら、これ、公園の名称も「原の辻一支国王都復元公園」と、これでガイダンス施設になったら「原の辻一支国王都復元公園ガイダンス」という形になると思うんですが、壱岐島振興推進本部担当理事というのも非常に長くて言いにくいんですけども、「原の辻一支国王都復元公園」というのも余りにも長過ぎる。これは、教育長のこれセンスの問題、「原の辻公園」でなぜいかなかったとですか。

今後、公園に何か例えばモニュメントなど案内板なんか設置するときに、「原の辻一支国王都復元公園」とかいうのは車で走りよったらだれも読めんような、何でこんな長い名前にしたとですかね。

議長（牧永 護君） 須藤教育長。

教育長（須藤 正人君） 実は、3世紀の中国の魏志の倭人伝に「一支国」ということが出てきて、（発言する者あり）ちょっと言わせてください。その30国余りの当時の日本の国の中で、国の位置と首都の位置が確実にわかっておるのは、我が「一支の国」だけなんです。そのことをまず売らなければもったいないという第一印象がございまして、このネーミング、少し長いとは思いますが、読んでいただければ、壱岐の歴史が確実にわかる名前にさせていただいております。センスの問題だと思いますけれども、御勘弁をいただければ幸いです。

議長（牧永 護君） 町田正一議員。

議員（6番 町田 正一君） 教育長の思いはよくわかるとはですけどね、これ、別に歴史の専門家がこれを見て、一支国王都復元公園って書いてあるから、ああここが魏志倭人伝のあの世界かというふうにはならんはずなんですよね。

基本的には公園なんで、公園は、まあ後はこれは総務委員会が所管するんでしょうけど、ぜひこれはもう基本的に案内板に、一支国王都復元公園とかいうのをそういうだらだれも読めんような長い名前じゃなくて、基本的には原の辻公園とか、海の王都公園ですとか、もうそんなんでもいいですから、一支国公園でも、僕たちが言いやすいように、これ本当、一々質問するときに、原の辻一支国王都復元公園とかいうのを一々質問するのも長いので、ぜひ市長に、ついでに壱岐島振興推進本部理事も、これ、議長が非常に言いにくいんで、できるだけもっと短い名称をぜひつけていただきたいと思います。

後は総務委員会に任せます。

議長（牧永 護君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 質疑はありませんので、これで議案第 1 1 3 号の質疑を終わります。

次に、議案第 1 1 4 号壱岐市老人憩いの家条例の一部改正についてに対する質疑を行います。

質疑の通告がっておりますので発言を許します。1 2 番、鵜瀬和博議員。

議員（1 2 番 鵜瀬 和博君） 通告しておりました内容について御質問させていただきます。

初日の説明では、郷ノ浦町坪触の老人憩いの家、並びに、若松触老人憩いの家については解体をして公民館を建設されるということでしたけども、芦辺町の老人憩いの家については一応廃止のみということで、その後の廃止後の用途についてはどのようにお考えかお尋ねをいたします。

議長（牧永 護君） 山内市民生活担当理事。

市民生活担当理事（山内 達君） 鵜瀬議員の御質問にお答えをいたします。

平成 2 3 年度で解体を予定いたしております、跡地については売却で進めたいと考えておりますけれども、昭和 4 7 年にあの施設を建てたとき、当然、所有者から買収をしておるわけでございます。その買収された地主さんのほうと一度、協議をしてから解体をすべきかどうかというのも検討していきたいと思っております。

1 筆入っておるわけではございませんけれども、旧芦辺町の職員に聞いてみましたところ、そういった御意向があるのじゃないかという申し合わせがあるとお聞きをしております。

以上でございます。

議長（牧永 護君） 鵜瀬和博議員。

議員（1 2 番 鵜瀬 和博君） 今の御説明では、2 3 年度に解体をされて跡地を売却したいと。その売却する際に解体する前に、旧所有者の方と御相談をして、売却をする場合は、旧所有者の方を優先的に売却されるということです。その価格の設定については、どのような形にされるのかお尋ねをいたします。

議長（牧永 護君） 山内市民生活担当理事。

市民生活担当理事（山内 達君） 価格については、当然、単価のアップもあっておりますので、買収したときの価格ではなくて現在の価格ということで御相談をさせていただきたいと思っております。

議長（牧永 護君） 以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 質疑はありませんので、これで議案第 1 1 4 号の質疑を終わります。

次に、議案第115号吉岡市犬取締条例の一部改正についてに対する質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許します。12番、鵜瀬和博議員。

議員（12番 鵜瀬 和博君） 4点ほどお聞きしたいと思います。

まず、今回、県の手数料条例の改正に伴いまして、第3条の第4号の4が、今までは保健所または環境衛生課に引き取りをお願いするということでしたけども、改正前まで、大体年間どれぐらいの犬・猫の引き取りがあったのか。犬・猫それぞれ何頭かお尋ねをいたします。

そしてまた、犬については登録するようになっておりますけども、現在、吉岡市内で登録の犬は何頭いるのか。また今回、条件としては飼い犬を飼うことができなくなった場合というふうになっておりますが、死んだ犬についても同じように生後90日前後によりまして金額を取られるのかお尋ねをいたします。

3つ目、今回、知事に引き取りを求めるということになっておりますので、恐らく吉岡保健所のほうに引き取りをお願いするかとは思いますが、それでいいのでしょうか。

4番目、支払い方法はたしか確認しますと、県の収入印紙によって支払うようになっておりますけども、この支払いについては収入印紙を前もって購入して保健所のほうで支払うのか、どういった形で、依頼して引き取りまでの一連の流れについて御説明をお願いしたいと思います。

以上です。

議長（牧永 護君） 山口保健環境担当理事。

保健環境担当理事（山口 壽美君） 鵜瀬議員の御質問にお答えいたします。

の年間どれぐらいの引き取り件数があったかということでございますが、平成19年度に犬が46頭、猫が151頭、平成20年度に犬が111頭、猫が118頭が保健所に引き取られています。

の登録済みの犬の頭数でございますが、平成21年度11月末現在の登録済みの犬は1,498頭でございます。死んだ犬は対象になっておりません。

の引き取ってもらう場合の保健所の支払いでございますが、引き取りは吉岡の保健所のみになっております。

の支払いの件ですが、支払いは県の収入印紙じゃなくて証紙ですね。証紙による支払いとなります。前もって証紙を購入する必要はございません。引き取り日は処分の関係もございまして、毎週木曜日の午前中となっております。証紙につきましては保健所に準備をしております。

一連の流れでございますが、事前に保健所へ引き取り依頼の電話をしていただいて、木曜日の午前中、保健所に持ち込みということになります。手数料を持参し、保健所の窓口で証紙を購入されまして、保健所での引き取りということになります。

以上でございます。

議長（牧永 護君） 鵜瀬和博議員。

議員（12番 鵜瀬 和博君） 今回、日本全国、そして壱岐もそうだと思いますけども、ペットブームでかなり飼い犬というのはふえているかと思うんですけども、今回、2,000円という有料にすることによって心配されているのが、ごみと一緒に不法投棄というんですかね、箱に入れて山の中に捨てたりというのがふえてくるかと思うんですけども、そうした場合に、今回、県の手数料条例によりまして2,000円取るわけですけども、この2,000円の一部を例えば市のそういった野犬や野良猫になるわけですけども、そういった施策に対して県のほうから補助金等の交付等は、今のところ県のほうから通達等はないんでしょうか。その点についてお尋ねします。

議長（牧永 護君） 山口保健環境担当理事。

保健環境担当理事（山口 壽美君） 議員の御質問の件につきましては、現在のところはあっていません。

議長（牧永 護君） 鵜瀬和博議員。

議員（12番 鵜瀬 和博君） 野犬の数もいろいろと苦情が出ておりますし、野良猫についても、かなり町部の中ではいろいろと苦情も出ております。

そうした中で、この有料になるということを啓蒙も含めてそういった部分の市に対する事務手数料等については、幾らか県のほうに要請していただいて、2,000円のうち1割か2割ぐらい、今後、県と協議して、その辺のあたりについて財政厳しい折ですから、今後、担当課の環境生活課かですか、のほうと協議をしていただきたいと思いますけど、その点についてお尋ねをいたします。

議長（牧永 護君） 山口保健環境担当理事。

保健環境担当理事（山口 壽美君） 今回の手数料につきましては、無料であることによりまして、安易な飼い方をしているというところがあるということをもつは是正するという事で手数料がかかっております。

先ほど言われました件につきましては、今後、保健所と協議をしたいと思っております。

議長（牧永 護君） 以上で、通告による質疑を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 質疑はありませんので、これで議案第115号の質疑を終わります。

次に、議案第116号武生水A辺地（変更）、武生水B辺地（変更）、渡良A辺地、渡良B辺地、長島辺地、沼津A辺地、初山A辺地及び八幡浦辺地に係る総合整備計画の策定についてに対する質疑を行います。

質疑の通告がっておりますので発言を許します。14番、榊原伸議員。

議員（14番 榊原 伸君） 議案第116号の中で、総合整備計画の中ですが、この中で格納庫の件についてだけお尋ねをいたします。

郷ノ浦地区第7分団2部消防格納庫建設事業、それから芦辺地区第2分団消防格納庫建設事業に対してですが、郷ノ浦の場合は移転で新築のようでございますが、芦辺地区の場合は、現在のところに新たに建てかえるということでございますが、私の記憶では、あの場所では少し面積が少ないように感じておりますが、恐らく2階建てになるとは思いますが、同じ場所に建てかえとなると、工事期間中はどのようにされるのか、まず1点。

2点目は、ずっと私、過去、消防団を経験しておりますが、格納庫に駐車場が少し少ないような感じもしておりますが、今度の格納庫は駐車場は確保できているのか、この2点についてお尋ねいたします。

議長（牧永 護君） 松本消防長。

消防本部消防長（松本 力君） 14番、榊原議員の御質問にお答えをいたします。

郷ノ浦の件については、もうそのとおりでございます。

芦辺地区2分団の八幡の格納庫につきましては、議員のおっしゃるとおりに2階建てで予定をしております。なお、工事期間につきましては、1月から3月を工事期間にしております、以前の旧重井石油さんの跡地にあります倉庫またはピットをお借りして、車両、備品等の確保をしております。

なお、災害出動に支障を来さないよう準備をいたしております。

なお、団員の災害時の一般車両の駐車場についてですけれども、東部漁協の駐車場及び付近の空地に駐車をしていただくということで、町中ですので十分な駐車場の確保ができておりません。

これはもう郷ノ浦等においても、機動分団等におきましても、駐車場の確保というのは非常に厳しいもので、駐車違反にならないように、なるべくバイク等で来ていただくということで団員さんのほうにもお願いをして、駐車場の確保は十分できていないというのが現状でございます。

以上です。

議長（牧永 護君） 榊原伸議員。

議員（14番 榊原 伸君） よくわかりました。ありがとうございました。

今後の消防格納庫の建設については、緊急時でも三、四人は多分乗っていると思うんですね。だから、最低でも三、四台のスペース、年間使わないところに駐車場をお金かけてつくるというのも無駄なことのように感じますけども、できれば格納庫をつくるときに、隣接された空き地なんかを一応借りれるような体制は必要かと思っておりますので、今後、もしスペースがあれば、駐車場も視野に入れた計画でお願いしたいと思っております。

以上で終わります。

議長（牧永 護君） 以上で、通告による質疑を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 質疑はありませんので、これで議案第116号の質疑を終わります。

次に、議案第117号公有水面埋立（大島漁港区内）に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 質疑はありませんので、これで第117号の質疑を終わります。

次に、議案第118号八幡浦地区特定漁港整備工事（1工区）請負契約の変更についてに対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 質疑ありませんので、これで議案第118号の質疑を終わります。

次に、議案第119号諸津漁港竹ノ浦防波堤（改良）工事請負契約の変更についてに対する質疑を行います。質疑はありませんか。3番、音嶋正吾議員。

議員（3番 音嶋 正吾君） 工事契約の変更についてですが、ここの提案理由の中で、当初6カ月間を計上していたが、現場諸条件のために、工事期間が変わったために、ヤード使用が延びたために契約変更であります。この使用料についてはどこに支払うために契約変更されるのかお尋ねいたします。

議長（牧永 護君） 牧山産業経済担当理事。

産業経済担当理事（牧山 清明君） 議案の説明でも申し上げましたが、ヤード使用料でございまして、現在、芦辺ヤードで4,008平米をお借りをいたしております。これを2カ月延長するものでございまして、使用料の徴収の方法でございまして一般漁船の係留の場合は漁協でございまして。

現在、このヤード使用というのは目的外使用でございまして、県に納付するようになるわけでございます。

以上です。

議長（牧永 護君） 音嶋正吾議員。

議員（3番 音嶋 正吾君） と申しますと、このヤードは、芦辺漁港修築工事の背後地を利用するということですね。

わかりました。使用箇所と目的がわかれば結構でございます。

議長（牧永 護君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 質疑はありませんので、これで議案第119号の質疑を終わります。

ここで暫時休憩をします。再開を11時15分とします。

午前11時02分休憩

.....  
午前11時15分再開

議長（牧永 護君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案質疑を続けます。

次に、議案第120号平成21年度吉崎市一般会計補正予算（第8号）に対する質疑を行います。

質疑の通告がありますのでこれを許します。11番、中村出征雄議員。

議員（11番 中村出征雄君） 4点ほどお尋ねをいたします。

まず19ページ、2款の総務費、5目の財産管理費、17節公有財産購入費761万7,000円について、議案説明でたしか土地開発基金の土地代の戻し入れとの説明であったと思いますが、購入の面積とそして坪当たりの単価についてお尋ねをいたします。

次に21ページ、2款の総務費、15項の定額給付事業費、23節の償還金利子及び割引料188万円、たしか定額給付金の給付については、先般の新聞でも全国平均はたしか97.6%、県下では98.9%、吉岐の場合には99.7%との説明でなかったかと思えます。0.3%の未申請はどういう方なのか把握しておられればお尋ねをいたします。

また、定額給付金を市のほうに寄附された方があるのかないのか、あわせてお尋ねをいたします。

次は23ページ、3款の民生費、1目の社会福祉総務費、20節の扶助費の中の日中一時支援事業費853万1,000円。それと同じく障害者福祉サービス費3,790万1,000円についての内容について、いま一度お尋ねをいたします。

それから25ページ、4款の衛生費、5目の廃棄物処理施設事業費、23節の償還金利子割引料1,002万4,000円についてであります。たしか議案説明では平成19年度の循環型社会形成推進交付金の返還金ということでありましたが、通常の場合は、前年度の分が返還ということなわけですが、なぜ19年度分を今回、21年度に返還するのか。また、返還の理由についてもあわせてお尋ねをいたします。

以上4点についてお尋ねをします。

議長（牧永 護君） 中永管財課長。

管財課長（中永 勝巳君） 中村議員の質問にお答えします。

公有財産の購入費についてでございますが、まず1点、昭和62年8月21日付で売買契約をしておりました土地、郷ノ浦町東触字深田600番1、当時の九州物産商事株式会社でございます。現在のあまごころ本舗になりますが、土地払い下げを行った売買面積により現地面積が152.28平米少ないことが判明いたしまして、当時の売買単価、平米単価1万4,484円、坪約4万7,797円で差額220万5,624円の土地代金と、その間の利子相当分及び抵当権の抹消手数料の返還金が発生しましたので、合計311万6,686円を9月末まで精算するというので協議が成立いたしましたので、この分を土地開発基金より支出をしたものでありまして、今回、基金へ戻し入れをするものであります。

もう一点、残り450万円につきましては、志原地区より陳情がございました農協の旧志原支所前の駐車場用地、これにつきまして760.61平米あるわけでございますが、壱岐市農協より平米単価5,917円で坪約1万9,526円で購入をする分でございます。

以上でございます。

議長（牧永 護君） 山川政策企画課長。

政策企画課長（山川 修君） 中村議員の定額給付金に対するお尋ねでございます。

0.3%の未申請はどういう方なのかということでございますけれども、まず、行方不明で申請書が未到達の方、9世帯9人いらっしゃいます。それから、申請書が家に届きながら受給する権利を有しながら申請をなさらなかった方、97世帯102人、合計106世帯111人が未申請でございます。

また、定額給付金を寄附された方があるかということでございますけれども、今のところございません。

以上でございます。

議長（牧永 護君） 山内市民生活担当理事。

市民生活担当理事（山内 達君） 23ページの日中一時支援事業について御説明申し上げます。

知的障害者、身体障害者等の日中預かりについては、18歳未満の障害児を社会福祉協議会郷ノ浦事業所、それから18歳以上の障害者については社協の芦辺事業所で預かっております。

当初予算におきまして月延べ約利用者460名、それから月額275万7,000円を見込んでおりましたけれども、4月から10月の実績におきまして、月平均延べ利用者が604名、それから月平均額で330万1,000円を支出いたしまして、今後も同程度以上の利用があるということを見込んでおりますので、853万1,000円を計上いたしております。

それから利用者増の理由でございますけれども、虹の原養護学校壱岐分教室、そして壱岐子どもセンター、壱岐障害者地域活動支援センターひまわり等々の連携を深めることによりまして、

事業の周知が図られたことにより、今まで主に家庭で障害児を見守っていた女性、親御さんでございませけれども、働く場を求めてパート等に行かれたということによりまして、利用申し込みが大幅に増加したということでございます。

それから、障害福祉サービス費についてでございますけれども、障害者の障害施設利用に伴いまして、利用負担金1割を除くサービス費を各事業所へ給付をいたします。当初予算におきまして利用件数が222件の月額2,682万円の給付を見込んでおりましたが、これについて平成21年4月より障害福祉サービス費用の平均5.1%の単価改正がございました。

それから、施設利用者の増加も当然出てまいりまして、4月から10月の実績におきまして、月平均延べ利用件数252件、平均月額でございますけれども2,900万円を支出し、今後も同程度以上の利用増が見込まれるために、3,790万1,000円を計上させていただいております。

以上でございます。

議長（牧永 護君） 山口保健環境担当理事。

保健環境担当理事（山口 壽美君） 中村議員の御質問の平成19年度循環型社会形成推進交付金の返還金及び返還理由の件でございますが、国はこれまで廃棄物処理施設整備補助金を改革をいたしまして、地域から国全体を循環型社会に変えることを目的とした循環型社会形成推進交付金を平成17年度に創設をされました。

その中の改正の内容の一つとして、交付金の事業間の流用、年度間流用が柔軟性を持つようになっております。吉崎市も、廃棄物処理施設の整備事業として、平成19年度より測量調査業務等の計画支援事業を実施しておりましたが、国より予算の平準化のため、平成19年度の交付金に年度間調整により平成20年事業分の環境影響調査総合評価業務最終処分場設計業務に対する交付金をもらうよう指導があり、19年度に交付金を受け入れておりました。

平成20年度に総合評価業務最終処分場設計業務を入札をいたしましたところ、入札差金の交付金が減額になりました。残額の交付金につきましては、平成20年度事業の芦辺町クリーンセンター解体工事の交付金に充当するとのことございましたが、芦辺町クリーンセンター解体工事には別項目の交付金が充てられたため、事業間の流用ができなくなり返還することになりました。

返還の時期が、なぜ平成21年度になるかの理由でございますが、環境影響調査、総合評価業務、最終処分場設計業務は平成20年度事業であります。平成21年度に繰り越しをいたしました。事業の完了での精算返還となりますので、21年度に返還ということになります。

以上でございます。

議長（牧永 護君） ほかに質疑はありませんか。17番、瀬戸口和幸議員。

議員（17番 瀬戸口和幸君） 2件、質問いたします。

まず、第1項目め、27ページの農地費の15節工事請負費、耕作放棄地解消工事164万7,000円、これはどういう内容のものかということと、関連しましてちょっと前に戻りますが、15ページ県補助金、耕作放棄地解消サポート事業補助金111万8,000円が返納になっております。減額になっております。がどの関連かということと、それから同じ耕作放棄地関連ということで、行政報告でありました雇用対策ということとどっか出てきましたね、耕作放棄地解消サポート事業ですか、行政報告の11ページですね、この関係で予算計上しているということなんですが、この関係の予算はどこにあるのかということですね。

以上、耕作放棄地関連で1項目めですね。

もう1点は、消防関係ですが、35ページですね、災害対策費の工事請負費738万5,000円、全国瞬時警報システム（ジェイアラート）ということが上がっておりますが、これはどういうシステムなのかということをお聞きいたします。

以上2点です。

議長（牧永 護君） 堤総務課長。

総務課長（堤 賢治君） 瀬戸口議員の御質問にお答えをいたします。

全国瞬時警報システム整備工事、通称ジェイアラートということでございます。これは、東京のほうの消防庁からの受信システムでございます。この内容でございますけれども、受信機の設置工事、これは郷ノ浦庁舎に設置ということでございます。

それから2番目に、これが自動で起動するというシステムでございますので、自動起動機能設置でございます。

3つ目には、これは防災行政無線につなぐという計画でございますので、その制御盤の改修工事、この3点が整備工事の内容でございます。

これは初め申し上げるべきだったと思いますけれども、外国からの襲来に備えて、その対応をするために警報システムを設置するというシステムでございます。外国からの襲来に備えるものでございます。

以上でございます。

議長（牧永 護君） 牧山産業経済担当理事。

産業経済担当理事（牧山 清明君） ただいまの質問でございます。

27ページの15節工事請負費、耕作放棄地解消工事、これは住吉山信地区の排水路の工事の追加でございまして、30万円を計上をいたしております。

議長（牧永 護君） 浦財政課長。

財政課長（浦 哲郎君） 瀬戸口議員の御質問の歳入の分でございます。耕作放棄地解消サ

ポート事業補助金の減額の約18万円でございます。この分については、当初9月補正で農業委員会において耕作放棄地の緊急雇用で、耕作放棄地等を調査するという事で予算計上して議決をいただいたところでございます。

県の農政化とそれぞれ協議いたしましたところ、緊急雇用ということになりまして、歳出のほうでもそれぞれ報酬等で組んでおりましたが、賃金に組み替え、また金額についても、今後、12月からの分ということでの減額をいたしております。緊急雇用の関係でございます。

議長（牧永 護君） 行政報告のほう。浦財政課長。

財政課長（浦 哲郎君） 歳出の関係では、26ページの農業委員会費のほうになります。

9月の段階では、調査員の報酬ということで計上をいたしておりました。この分について賃金のほうに組み替えをいたしております。

議長（牧永 護君） 瀬戸口和幸議員。

議員（17番 瀬戸口和幸君） 一番最後の欄に、質問の欄には、市長の行政報告で雇用対策として耕作放棄地解消サポートその他の関係で予算を計上しているということだったんですが、その項目はどこにあるのかということをお聞きしましたが。

それは後で答えていただくということで、ジェイアラートの関係ですけど、ということは、先ほど総務課長が最後につけ加えましたが、いわゆる国民保護関連ということにとらえてよろしいんですかね。

議長（牧永 護君） 堤総務課長。

総務課長（堤 賢治君） 瀬戸口議員の質問でございます。

ただいま仰せのとおり、国民保護という観点でございます。過去に特定の国から飛来物がございました。それらに備えるために国のほうで、国から直接市町村に警報システムを備える必要があるということで、今回、国からの補助事業、これ県を經由してまいりますけれども、補助事業で整備を図ろうとするものでございます。

以上でございます。

議長（牧永 護君） 浦財政課長。

財政課長（浦 哲郎君） 耕作放棄地のサポート事業については、農業委員会費のほうで賃金等で計上をいたしております。

26ページ、27ページで農業委員会の今回補正の賃金69万1,000円でございます。

（「終わります」と呼ぶ者あり）

議長（牧永 護君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 質疑はありませんので、これで議案第120号の質疑を終わります。

次に、議案第121号平成21年度吉崎市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 質疑はありませんので、これで議案第121号の質疑を終わります。

次に、議案第122号平成21年度吉崎市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 質疑がありませんので、これで議案第122号の質疑を終わります。

次に、議案第123号平成21年度吉崎市簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 質疑はありませんので、これで議案第123号の質疑を終わります。

次に、議案第124号平成21年度吉崎市下水道事業特別会計補正予算（第3号）に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 質疑はありませんので、これで議案第124号の質疑を終わります。

次に、議案第125号平成21年度吉崎市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第3号）の質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 質疑はありませんので、これで議案第125号の質疑を終わります。

次に、議案第126号平成21年度吉崎市農業機械銀行特別会計補正予算（第2号）に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 質疑はありませんので、これで議案第126号の質疑を終わります。

以上で、議案に対する質疑を終わります。

これより委員会付託を行います。議案第112号吉崎市嘱託職員退職時割増報酬支給条例の制定についてから、議案第119号諸津漁港竹ノ浦防波堤（改良）工事請負契約の変更についてまで、議案第121号平成21年度吉崎市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）から議案第126号平成21年度吉崎市農業機械銀行特別会計補正予算（第2号）についてまで、14件をお手元に配付の議案付託表のとおりそれぞれ所管の委員会に付託したいと思います。

お諮りします。議案第120号平成21年度吉崎市一般会計補正予算（第8号）については、議長を除く19人で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと

思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第120号については、議長を除く19人で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

お諮りします。ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長を除く19名を指名したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 御異議なしと認めます。したがって、議長を除く19名を予算特別委員に選任することに決定いたしました。

次に、予算特別委員会の正副委員長を決定する必要がありますので、壱岐市議会委員会条例第10条第1項の規定により直ちに予算特別委員会を招集します。委員会において委員長及び副委員長の互選をし、議長まで報告をお願いします。なお、委員長、副委員長の互選に関する職務は、委員会条例第10条第2項の規定により、年長の委員が行うことになっておりますので、よろしくをお願いします。

なお、委員会の場所は第1会議室と定めます。それでは、しばらく休憩します。

午前11時42分休憩

.....  
〔予算特別委員会 開催〕  
.....

午前11時51分再開

議長（牧永 護君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

予算特別委員会の正副委員長が決定をいたしましたので、御報告いたします。

予算特別委員長に15番、久間進議員、副委員長に16番、大久保洪昭議員が決定いたしましたので、御報告いたします。

.....  
日程第18・請願第1号～日程第20・陳情第4号

議長（牧永 護君） 次に、日程第18、請願第1号壱岐市立病院に関する請願から日程第20、陳情第4号義務教育費国庫負担制度の堅持に関する陳情についてまで、3件を議題とします。

ただいま上程しました3件については、お手元に配付の請願文書表及び陳情文書表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託します。

議長（牧永 護君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

これで散会をいたします。お疲れさまでした。

午前11時52分散会